

# 酪連だより

第4回全日本ホルスタイン共進会が  
昭和41年3月に福島市で開設されます！

## ▼第4回全日本ホルスタイン共進会規則▼

社団法人 日本ホルスタイン登録協会

### 第1章 総 則

(目 的)

第1条 ホルスタイン種及び同種系牛の改良増殖を図り、酪農業の伸展を期する。

(会名・会期)

第2条 この会は、第4回全日本ホルスタイン共進会といい、社団法人日本ホルスタイン登録協会（以下協会という）の主催で、昭和41年3月18日（金）から22日（火）まで5日間別表の1の日程により、福島市において開催する。

(事 務 所)

第3条 この会の事務所は協会内におく。ただし会期中は会場内に移す。

### 第2章 出 品

(出品区分・出品頭数)

第4条 この会の出品区分は、次の10部とする。ただし経産牛中希望のものについて乳器特別審査を行う。

2 第2部から第8部までの出品頭数は190頭以内とする。

(出品の制限)

第5条 出品は第1部から第8部までの各部については1戸1頭とし、かつ第2部から第8部までの各部を合せて2頭以内とする。

2 第9部又は第10部については1戸1組以内とする。

第6条 第9部又は第10部の出品は次の条件による。

(1) 同一組内に双子を出品することはできない

(2) 出品牛には種系牛を含んでよい

(3) 出品牛は他部と共通でよい。なお組の構成は同一都道府県でなくてもよい

(出品牛の資格)

第7条 出品牛は生後12月以上のホルスタイン種牝

牛、同種牝牛又は同種系牛で、いずれも登録又は登記牛であるものとし、次の条件を備えたものとする。

(1) 出品人が引続き6月以上所有又は管理しているもの

(2) 国内生産牛であるもの

(3) 牝牛は精液検査の結果正常であるもの

(4) 未經産牛で生後24月以上のものは妊娠確実であるもの

(5) 出品牛の年令及び出品区分の確定は、会期の前日をもつて基準とし、出生日を第1日として計算する（別表2参照）

(出品の申込)

第8条 出品人は別記様式の出品申込及び登録又は

部別	区 分	出品 目 標	
第1部	ホルスタイン種牛 牝	12月以上 30月未満 父母は高 等登録牛 又は申込 中のもの	20頭
第2部	同 牝 未經産	12月以上 18月未満	30
第3部	同 同 同	18月以上 24月未満	30
第4部	同 同 同	24月以上 30月未満	30
第5部	同 同 経 産	2産以内 48月未満 高等登録 牛又は保 証血統登 録牛もし くは申込 中のもの	30
第6部	同 同 同	3産以上 高等登録 牛	30
第7部	ホルスタイン種系牛同 未經産	12月以上 30月未満	15
第8部	同 同 経 産		25
第9部	(イ) 本登録牛 (ロ) 予備登録牛又は基礎登録牛 父系牛群(母を異にする同父娘牛4頭1組) (イ) 未經産 12月以上30月未満 (ロ) 経 産		15組
第10部	母系牛群(母と娘2頭計3頭1組) 娘牛は12月以上		5

注：産次の算定にあたり種付の日を含めて180日以上で早産又は流産したものは一産次とみなす。

## 岡山畜産便り 1964.08

登記証明書の写各2通を作成し、昭和41年1月20日までに当該都道府県に提出する。

2 各都道府県は前項の書類を調査し、その1通を昭和41年1月31日までに本会に送付するものとする。

(出品)

第9条 出品牛は開会前日の正午までに会場に搬入し会期中搬出することはできないただし特別の事情があるときは協議の上処置する。

第10条 出品人は搬入の際登録又は登記証明書及び健康検査証明書を提出することを要する。さらに牝牛は精液検査証明書、生後24月以上の未経産牛は妊娠確認書を添えるものとする。

第11条 出品牛搬入の際、その健康証明書の点検を行うと同時に必要な検査を行い、疾病、悪癖、その他の事故によって他に危害を及ぼすおそれがあると認められるものは出品を拒絶する。

2 出品期間中前項の事故を生じたものは場外に搬出する。

第12条 出品人及び出品牛は、本会から交付した票札を付けなければならない。

(出品牛の保護)

第13条 出品牛は本会において保護するが、不化抗力による損害はその責を負わない。

第14条 会場内の秩序維持及び出品牛保護のため本会において看守人を置く。ただし出品人が別に出品牛のために看護人を付することができる。

(経費)

第15条 出品牛の飼料費及びその他出品に要する経費は出品人の負担とする。

### 第3章 審査及び褒賞

(審査)

第16条 出品牛はすべて審査する。

第17条 審査は昭和41年3月18日10時に開始し、同月22日正午に終了する。

(褒賞)

第18条 審査の結果出品牛全部に対し別表3によつ

て賞状、賞金及び賞品を贈る。特に成績優秀なものがあるときは6点以内において名誉賞を選賞する。

2 乳器特別審査で乳器の優秀な出品牛に対しては別に褒賞する。

第19条 出品人は出品牛の審査を拒み又は再審査を要求し、もしくは審査の決定に対し異議を申立て褒賞の授与を辞退又は拒否することができない。不正行為又は誤りによって褒賞を受けたことを発見した場合にはその褒賞を取消す。

### 第4章 会場及び参観者心得

(会場)

第20条 開場は毎日9時とし、閉場は17時とする。ただし都合によりこれを変更し又は参観を停止することがある。

(参加者心得)

第21条 会場内の秩序を乱し会の進行を妨げるおそれがあると認めたものは入場を拒絶し退場させることがある。

### 第5章 事務

(役員)

第22条 この会に名誉総裁並びに総裁を推載する。

第23条 この会に次の役員をおく。

名誉会長1名 会長1名 副会長3名

2 名誉会長は福島県知事を推載する。

3 会長は協会長が就任し、会務を総理する。

4 福会長は協会副会長及び福島県ホルスタイン協会会長をこれにあて、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

第24条 この会に参与をおく。参与は協会役員をこれにあてる。

第25条 この会に顧問をおくことができる。顧問は会長が委嘱する。

第26条 この会に次の審査職員をおき、会長これを任命又は委嘱する。

岡山畜産便り 1964.08

審査委員長 1名 審査委員 若干名  
 審査補助委員 若干名

第27条 この会に次の事務職員をおき、会長これを任命又は委嘱する。

事務委員長 1名 事務委員 若干名  
 獣医師 若干名

2 事務委員長は協会事務局長をこれにあて、会長の指揮を受け事務を掌理する。

3 事務委員は事務委員長の指揮を受け事務を掌する。

4 獣医師は事務委員長の指揮を受け術生業務を担当する。

(処 務)

第28条 処務に関する細則は別に定める。

別表1 日 程

3月18日(金)  
 9時開会式、10時審査開始(牛体測定)  
 3月19日(土)  
 9時審査開始  
 同 20日(日)  
 9時審査開始  
 同 21日(月)  
 9時審査開始及び上位擬賞牛リボン装着並びに講評  
 同 22日(火)  
 9時上位擬賞牛講評  
 13時褒賞式、閉会式

(注) 日程は状況により若干変更することがある。

別表2 各部別出品牛生年月日の範囲一覧

第1部	ホルスタイン種牛	牝	} 12月以上から	昭38.9.19
第7部	ホルスタイン種系牛	未經産		} 30月末満まで
第9部	父系牛群	未經産		
第2部	ホルスタイン種	牝	12月以上から	昭39.9.19
			18月末満まで	昭40.3.18
第3部	同	同	12月以上から	昭39.3.19
			24月末満まで	昭39.9.18
第4部	同	同	24月以上から	昭38.9.19
			30月末満まで	昭39.3.18
第5部	同	経産	48月末満以後	昭37.3.19
第10部	母系牛群	娘牛	12月以上	昭40.3.18以前

別表3

(1) 部別擬賞点数

部 別	名誉賞	1等賞	2等賞	3等賞	計
第1部	1頭	6頭	13頭	—頭	20頭
第2部	} 1	3	9	17~18	30
第3部		3	9	17~18	30
第4部		3	9	17~18	30
第5部		3	9	17~18	30
第6部	} 1	3	9	17~18	30
第7部		2	5	7~8	15
第8部 (イ)	} 1	} 3	} 8	} 13~14	} 25
第8部 (ロ)					
第9部 (イ)	} 1組	} 5組	} 9組	} 一組	} 15組
第9部 (ロ)					
第10部	1	2	2	—	5

(注) 出品頭数に変更があった場合には上の表の割合によって擬賞する。

(2) 乳器特別審査に出品した牛の内優秀なものには次の区分により擬賞する

	優良賞	佳良賞	計
初産泌乳中のもの	2頭	3頭	5頭
2産以上泌乳中のもの	5	10	15
乾乳中のもの	1	3	4

(注) 上の擬賞点数は出品の状況により変更することがある。

(3) 入賞牛には次の区分によるリボンを装着し賞牌並びに綬を贈る

	名誉賞	1等賞	2等賞	3等賞
入賞リボンの色	白	黄	青	
綬の色	紫と白	藍と白	緑と白	えび茶と白
賞牌	金色	金色	銀色	銅